

二次募集

令和4年度トライアルユース補助事業費補助金 公募要領

<応募受付期間>

(変更)

令和4年5月9日(月)から令和4年6月27日(月)まで

<応募書類の提出先>

下記まで郵送、又は持参のこと。

(郵便は6月27日必着、持参の場合は17時締切)

[ご注意]

提出書類に不備等あった場合の訂正又は、追加提出等も同じ期限とする。期限以降の提出は申請自体が無効になる恐れがあるので、余裕を持って提出すること。事前相談可。

佐賀県産業イノベーションセンター 研究開発振興課

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

電話: 0952-37-9182

問い合わせ先メール: sagafc@mb.infosaga.or.jp

URL: <https://www.infosaga.or.jp/main/43.html>

佐賀県産業イノベーションセンター

1 目的

機能性・健康食品分野及び化粧品関連分野等の開発を志向する中小企業等が、「さが機能性・健康食品開発拠点（さがフード&コスメラボ）」を活用し、事業化に取り組みやすくなるよう、初期段階の研究に係る経費の一部を補助し、付加価値の高い新産業の創出を図ることを目的とした事業を実施しています

2 実施主体

佐賀県産業イノベーションセンター（以下「当センター」といいます。）が、トライアルユース補助事業の実施主体として、補助事業の公募、審査・選定、補助金の交付などを実施します。

3 応募資格

（１）、（２）いずれかに該当し、（３）①～⑦に該当しない者で、研究開発を主体的に実施できる能力を持つ者を対象とします。

（１） 中小企業（中小企業基本法第２条に規定）及び中堅企業（従業員数 100 名以上 1,000 名未満の企業をいう）のうち、佐賀県内に本社又は主たる事業所を有する者

（２） 農業協同組合法に規定する農業協同組合、森林組合法に規定する森林組合又は水産業協同組合法に規定する漁業協同組合で、佐賀県内に主たる事業所を有する者

（３）（１）又は（２）の補助事業者若しくは自社の役員等が、以下の①～⑦に該当しないこと。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※補助対象者は、上記の②～⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は補助対象から除外されます。

4 補助対象事業

次の各号のいずれかに該当するものを対象とします。

（１）原則として、さが機能性・健康食品開発拠点を活用するもの。

（２）大学等との共同研究へ発展し得るテーマで、基礎的な研究開発要素を有するもの。

（３）その他、佐賀県産業イノベーションセンター所長が必要と認めるもの。

※さが機能性・健康食品開発拠点は、県内の研究機関が持つ先進のシーズと関連企業とのマッチングを行い、佐賀の豊富な農林水産資源を活かした機能性・健康食品分野及び化粧品

関連分野等の開発を行うことを目的に佐賀県工業技術センター内に設置されている共同研究施設で、各種の分析装置等を備えています。

5 補助対象経費

本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる以下に掲げる経費を対象とします。

(1) 材料・消耗品費

・研究に必要な資材、部品、原料、消耗品等の購入又は製作に要する費用

(2) 外注費

・研究の遂行上必要な比較的単純で研究要素の含まれない作業の外部への外注に要する経費

(3) 設備等使用料

・外部の者から研究の遂行上、外部に必要な設備（実験施設、測定機器等）を一時的に使用するために要する費用

(4) 委託料

・大学や公設試験研究機関等研究開発を受入可能な機関に研究の一部を委託するために必要な費用（ただし、再委託費を含むことはできない。）

6 補助率及び補助限度額

(1) 補助率

3分の2以内

(2) 補助限度額

1,000千円

7 補助期間

当センターが補助金の交付を決定した日から令和5年1月15日までです。

詳しくは、補助金交付決定通知書により、お知らせいたします。

なお、当センターが交付を決定する前に支出した経費は、補助対象になりません。

8 応募期間・方法

(1) 応募期間

令和4年5月9日（月）～令和4年6月27日（月）

(2) 応募方法

応募に当たっては、提出書類（センターホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、「9. 応募・問い合わせ先」に持参又は郵送してください。（提出部数：1部）。

○持参の場合の受付

平日の8時30分から17時までとします。

○郵送の場合の受付

令和4年6月27日必着とします。

<応募に当たっての注意事項>

- ・電子メールによる申請は受け付けません。
- ・提出書類に不備がある場合は、受け付けられません。
- ・同一申請者による本補助金に係る当該年度に応募限度件数は1件とします。
- ・提出された応募書類等は、原則として返却しません。

9 応募・問い合わせ先

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114
佐賀県産業イノベーションセンター 研究開発振興課
電話：0952-37-9182
問い合わせ先メール：sagafc@mb.infosaga.or.jp
ホームページ：https://www.infosaga.or.jp/

10 応募時の提出書類（チェックリスト）

提出部数：各1部（A4サイズ、片面印刷、左上1箇所クリップ止め）

1. 提出書類

- トライアルユース補助事業費補助金交付申請書（センター交付要領様式第1号）

2. 添付書類

【法人の場合】

- 県内に本店又は支店の所在が確認できるもの
（登記簿謄本（履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）など）
- 直近2期の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書（勘定科目内訳書））
- 佐賀県税事務所発行の事業納税証明書（「証明区分2」：事業税の未納がない旨の証明）
（直近3か月以内に発行されたもの）
※佐賀県で納付された事業税です。お近くの佐賀県税事務所でご取得してください。

【個人事業主の場合】

- 県内所在等が確認できるもの
（税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署の受領印のあるもの）等）
- 直近2年分の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書（勘定科目内訳書））
又は※決算書にかわるもの
※決算書にかわるもの…【例】所得税（確定）申告書（税務署の受付印のあるもの）
- 佐賀県税事務所発行の事業納税証明書（「証明区分2」：事業税の未納がない旨の証明）又は代表者の所得税納税証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
※事業税納税証明書は、佐賀県税事務所でご取得してください。
※所得税納税証明書は、税務署でご取得してください。

【共通】

- 会社概要が分かるパンフレット等（ある場合）
- 申請額の根拠資料

【注意】上記の提出書類の他に、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求められることがあります。

11 審査方法

当センターが設置する審査委員会において審査します。

（1）審査手順等

- ① 提出書類について、当センターが組織する審査委員会で、下記（2）の審査基準に基づいて総合的に審査します。

応募者には、審査委員会においてプレゼンテーション及び計画の説明を行っていただきます。

審査委員会は、有識者などにより構成し、中立の立場から厳正に審査します。

なお、審査委員の氏名及び審査の経過については、応募者本人を含め公表しません。

- ② 審査に当たっては、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出等を求める場合があります。

③ 審査の結果は、当センターから通知します。

(2) 審査基準

ア 必要性・計画性

- ・ 必要性がある研究テーマ・内容であるか。
また、トライアルユース補助事業終了後の基礎研究を見据えた計画書であるか。

イ 新規性・独創性

- ・ 研究テーマ及び予定している製品に新規性・独創性があるか。

ウ 研究体制の妥当性

- ・ トライアルユース補助事業を完了し得る体制であるか。

エ 研究費の妥当性

- ・ トライアルユース補助事業遂行にあたり必要な研究費であるか。

オ 総合評価

- ・ 総合的にみて、補助金を交付して積極的に支援する必要があるか。

1.2 スケジュール

区分	令和4年度（予定）	内容
応募から事業採択まで	5月9日	補助金の募集開始
	6月27日	補助金の募集締切
	7月上旬～中旬	審査会（プレゼンテーション審査）
	7月上旬～中旬	審査結果通知 （採択【交付決定】／不採択）
事業開始から事業完了まで	7月上旬～中旬	事業開始（交付決定日以降）
	対象経費や内容に変更が生じるとき	変更申請・決定
	1月15日（事業完了期限）	実績報告・経理証拠書類等提出締切
事業完了後から支払まで	1月中旬～1月末	完了検査（現地調査）
	2月下旬	補助金額の確定・支払

1.3 補助事業に関する留意事項

(1) 補助金の支払いは精算払いです。

事業に要する経費は、一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払いを済ませていただく必要があります。

(2) 補助金の交付決定は、令和4年7月上旬～中旬の予定です。

交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費については、補助対象外となり、補助金を受けることができませんので、ご注意ください。

(3) 補助事業は、令和5年1月15日までに完了する必要があります。

補助対象経費の支払及び実績報告書の提出についても同日が期限となります。

- (4) 以下に掲げる事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくは条件を変更することがあります。
 - ① 補助金を目的外に使用したとき。
 - ② 補助決定の内容・条件その他法令等又は当センター所長の指示に違反したとき。
- (5) 上記(1)の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めます。
- (6) 補助事業中に生じた特許権等の知的所有権については、原則として研究実施機関に帰属するものとしますが、これに寄り難い場合は当センターと協議の上、知的所有権の帰属を決定するものとします。
- (7) 補助事業の成果について、その概要を原則として試験終了後公表することとします。ただし、公表の内容、方法及び時期については、補助事業者と協議の上決定するものとします。
- (8) 補助金の支払時期については、補助期間経過後に実績報告書が提出され、補助額が確定した後に支払われます。

1.4 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、次の目的にのみ利用します。ただし、法令等により提供を求められた場合等を除きます。